

議案第51号

静岡市資源循環啓発施設条例の一部改正について

静岡市資源循環啓発施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月17日提出

静岡市長 田辺信宏

静岡市資源循環啓発施設条例の一部を改正する条例

静岡市資源循環啓発施設条例（平成25年静岡市条例第98号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2特殊器具等使用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 設備使用料

区分	単位	使用料
ロッカー	1個1月につき	310円
棚	1段1月につき	310円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。